

平成27年 7月24日

各 位

会 社 名	キャリアバンク株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 佐藤 良雄
コード番号	4 8 3 4 札幌証券取引所
問い合わせ先	取締役経営管理部長 中川 均
電 話 番 号	0 1 1 - 2 5 1 - 3 3 7 3
( U R L	<a href="http://www.career-bank.co.jp/">http://www.career-bank.co.jp/</a> )

### 「ストレスチェック」の代行サービスに関するお知らせ

労働安全衛生法の改正に伴い平成 27 年 12 月より従業員 50 名以上の全ての事業所に従業員の「職業性ストレスチェック」の実施が義務付けられました。

当社では事業所に代わり「ストレスチェック」を行う調査票の配布及び回収、調査票の結果から個人のストレス度の分析を行う新規サービスを開始しましたのでお知らせします。

当サービス内容及びお問合せにつきましては別紙をご参照願います。

改正労働安全衛生法が平成27年12月1日より施行

# ストレスチェック 義務化を支援します

キャリアバンクは、「労働安全衛生法」の改正に伴い、平成27年12月に施行される「ストレスチェック義務化」を支援する事業を開始いたします。

メンタルヘルス対策の充実・強化等を目的として、労働者数50人以上の全ての事業場にストレスチェックの実施を義務付ける「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が平成26年6月25日に公布され、平成27年12月1日より施行されます。労働者のメンタルヘルス不調の未然防止のため、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施や労働者が希望した場合、医師に面接の実施が事業者には義務付けられます。



## ストレスチェック 制度の目的

- 一次予防を主な目的とする（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）
- 労働者自身のストレスへの気づきを促す
- ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

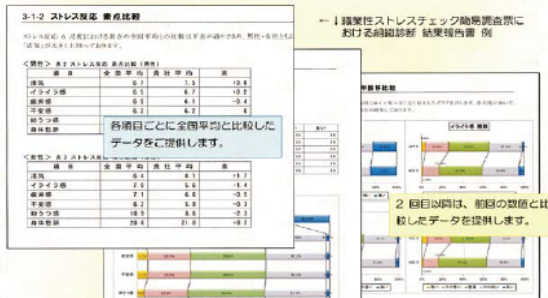
〈改正の概要〉・常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務となる。（労働者数50名未満の事業場は当分の間努力義務）  
 ・検査結果は、検査を実施した医師、看護師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止される。  
 ・検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となる。また、申出を理由とする不利益な取扱いが禁止される。  
 ・面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じて就業上の措置を講じることが事業者の義務となる。

※当社では今回の法律改正内容を満たすと同時に、上記目的を実現し、ストレスチェックの導入による効果を実感できるようパッケージサービスの提供を開始いたします。

## ストレスチェック支援の一例

### 組織診断

ストレスチェックの結果に基づき、企業様のオーダーに応じて、部署ごと、職種ごと等に別した分析結果を提供します。



## 職業性ストレスチェックのフロー



お申込み・お問い合わせ

# CAREER BANK



## キャリアバンク株式会社

メンタルヘルス対策事業  
札幌市中央区北5条西5丁目7番地 sapporo55ビル 5F  
stress@career-bank.co.jp

TEL: 011-251-5113

career-bank.co.jp キャリアバンク 就業

